

新たな「第5波」緊急対策(案)

令和3年8月20日決定
 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
 実施期間：令和3年8月20日から9月12日まで

対策1 感染防止対策「セルフ・ロックダウン」

(1) 「^{いのち}生命の防衛」のための行動自制

- 感染者の行動歴（参考資料1）及び、感染伝播の状況（参考資料2）を踏まえた、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、密回避、体調不良時は行動ストップ）を徹底したうえで「人流の半減」を促進。

(2) 公有施設の休館等

- 人流抑制のため、岐阜市、大垣市、東濃5市、各務原市それぞれ独自の緊急事態宣言や非常事態宣言に伴って、県と各市は連携し、以下のとおり施設の休館または新規予約の停止を行う。

市名 (宣言発出日)	県有施設	市有施設
岐阜市 (8/17) 緊急事態宣言	美術館 図書館 ぎふ木遊館 岐阜メモリアルセンター* OKBぎふ清流アリーナ* スポーツ科学センター* 長良川スポーツプラザ* 福祉友愛プール* 福祉友愛アリーナ* ぎふ清流文化プラザ* OKBふれあい会館*	みんなの森ぎふメディアコスモス 岐阜城 歴史博物館 長良川うかいミュージアム 科学館 児童館 観光案内所 市民会館* 文化センター* 長良川国際会議場* じゅうろくプラザ* 等
大垣市 (8/19) 非常事態宣言	ソフトピアジャパン*	福祉施設 体育施設 文化施設 地区センター 等
東濃5市 (8/20) 「緊急事態」宣言	現代陶芸美術館 先端科学技術体験センター 恵那スケート場* セラミックパーク MINO*	《多治見市の例》 美濃焼ミュージアム モザイクタイルミュージアム 児童館・児童センター バロー文化ホール 総合福祉センター 産業文化センター 等
各務原市 (8/20 予定) 非常事態宣言	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 アクア・トトぎふ 川崎重工ホッケースタジアム* 科学技術振興センター* 各務原浄化センター(屋外運動施設)*	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 中央図書館その他貸館等

※は、新規予約停止

- 重点措置を講ずるべき区域内の他の市町に対しても、同様の取組みを要請。

(2) イベント等の取扱い

- ・ 県、指定管理者主催のまん延防止等重点措置期間中のイベント及び講座については、原則中止・延期または無観客で開催。
市町村に対しても、同様の取組みを要請。
- ・ 重点措置期間以降の県の大規模イベントについては、今後の感染状況を踏まえ、イベント全体の中止を含め再検討。

<主な大規模イベント>

- 国際陶磁器フェスティバル美濃 (9/17～10/17)
- エンジン01 in 岐阜 (10/8～10/10)
- 関ヶ原ナイト及び関ヶ原2021 武将イベント (10/21～10/24)
- ねんりんピック岐阜2021 (10/30～11/2)

- ・ プロスポーツの公式戦について、主催者に対して、業種別ガイドラインの遵守に加え、酒類の販売停止、飲食・物販の制限、競技場外での関連イベントの中止など、感染防止対策の再検討を要請。
- ・ その他県有スポーツ施設で行われるイベント等は、原則無観客を要請。

(3) まん延防止等重点措置指定に伴う学校の感染防止対策

<小・中・高等学校・特別支援学校>

① 夏休みの終了後の始業

- ・ 小中学校等については、地域における感染状況や児童生徒の発達段階などを踏まえ、登校の工夫やオンライン活用など、実情に応じて対応。
- ・ 高等学校については、広範囲から生徒が通学するため、オンラインを基本として授業等を実施。

② 授業・課外活動等

- ・ コロナガードは家庭とも連携して実施状況を確認し、基本的な感染防止対策を徹底。感染の急拡大を踏まえ、特に以下の点を強化・徹底。
 - 学校における感染防止対策の注意喚起（掲示物・教職員の指導等）
 - 手指消毒の更なる徹底（教室等入室時の手指消毒の徹底、配置個所数の増、使用量の日常的確認等）
 - 換気状況の再点検（サーキュレータ等の外向き稼働等）
- ・ まん延防止等重点措置期間中は、学校行事（体育祭/運動会・文化祭等）やその準備活動を原則、延期又は中止する。
- ・ 平日、休日問わず健康確認を徹底し、本人及び同居家族等に体調不良があった場合は、自宅待機、学校への報告を徹底

- ・ 授業における感染リスクの高い活動（対面のグループワーク、柔道の乱取り、室内で近距離の合唱や管楽器演奏など）を一時的に停止。
 - ・ 修学旅行、校外学習、遠足、就業体験（インターンシップ）や地域と連携した活動等は中止又は延期。
- ③ 部活動における感染防止対策
- ・ 次につながる大会等がない場合は、原則、部活動を休止。
- ④ 寮・寄宿舎における感染防止対策
- ・ 原則一人一室（難しい場合は感染防止対策を徹底）とし、居室利用者以外の者の入室を禁止。
 - ・ チェックリストに基づく感染症対策、定期消毒、「健康チェックカード」による体調確認などを徹底。
- ⑤ 日常生活における感染防止対策
- ・ 健康チェックカードによる健康状態の確認を徹底するとともに、同居家族の健康状態の確認等、家族ぐるみで対策。

＜大学生を念頭に置いた若者対策＞

① 学校生活

- ・ 感染状況が落ち着くまでの間、リモート授業を積極的に活用。
- ・ 対面授業を行う場合、ワクチンの普及など状況を見定めつつ、受講人数を制限するなど、学生等の接触機会半減を検討。
- ・ 希望する学生に対し、積極的なPCR検査を実施。

② 部活動

- ・ 県内外を問わず、他校との練習試合や合宿等は実施しない。
- ・ 練習は、平日は週4日、一日2時間以内、土日の練習は各競技協会、連盟等が主催する大会につながる試合が予定されている部活のみ、いずれか一日3時間以内に限定。
- ・ 寮で生活する場合、少しの発熱でもステイルームを徹底。また、部内で陽性者が出た場合、ただちに当該部活動を停止するとともに、保健所の指導による隔離の徹底により感染を防止。
- ・ 部活動を積極的に行う学生に対し、職域接種、あるいは大規模接種会場におけるワクチン接種を推奨し積極的に推進。

③ ワクチン接種

- ・ ワクチン接種に関する正しい情報を、国、専門家と連携し、情報発信。
- ・ 部活動を積極的に行う学生に対し、職域接種、あるいは大規模接種会場におけるワクチン接種を推奨し積極的に推進。【再掲】

対策2 医療提供体制

(1) 宿泊療養施設の更なる確保

- 新規感染者数の拡大を受け、追加の宿泊療養施設を確保。

	8月19日	8月20日～	9月上旬
宿泊療養施設	991床	1131床 +140 西濃圏域1施設	1271床 +140 岐阜圏域1施設
病床	783床	783床	783床
合計	1774床	1914床	2054床

*更に東濃地域での追加確保も調整中

(2) 宿泊療養施設の機能強化と弾力運用

- 入院病床のひっ迫を回避するため、宿泊療養施設への入所基準（年齢や症状など）を緩和。それでもなお、入院病床が逼迫する場合には、以下のとおり、より高い医療的ケアを可能とする機能強化を推進。
 - 医師の現地施設への配置（現在はオンコール体制）
 - 抗体カクテル療法の実施
 - 入院までの一時的な待機場所として酸素ステーションの運用

(3) 自宅療養の支援体制の構築

- 無症状・軽症患者の急増により、宿泊療養施設の対応能力を超える場合は、リスクが低い患者から自宅療養に移行。

<基本的運用>

- 県、岐阜市、看護協会により約40名体制の「自宅療養者支援チーム（仮称）」を設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施。状況に応じ、市町村とも連携。

*健康フォローアップ班

看護師等による定期的な体調確認の実施

急変時にも対応できるよう24時間相談窓口を設置・運用

＊現地対策班

パルスオキシメーターや体温計(※)の配布、連絡途絶者の安否確認

※現時点でパルスオキシメーター、体温計を各 2000 個確保

＊食料支援班

自宅療養を行うために必要な食料品及び生活必需品を配布

<症状悪化時>

- ・ 定期的な健康フォローアップや健康相談窓口への相談により症状悪化を確認した場合には、病院、医師会、看護協会、薬剤師会、病院協会と連携し、電話診療、往診、訪問看護、薬剤配送、外来診療、入院措置など適切な医療を提供。

(4) 災害に準じた医療体制の構築

- ・ 病院の対応能力を超える入院患者が発生し、通常は入院すべき患者が入院できない状況となった場合には、災害に準じた医療体制として、「岐阜県メディカルコントロール体制強化事業※」の枠組みを活用し、入院調整システムを構築・運用。
※県の委託により行う事業で、岐阜大学医学部附属病院の医師 12 名をメディカルコントロール医師として選任し、搬送困難事例の入院調整を交代で実施
- ・ 宿泊療養施設での酸素ステーションの運用。(再掲)
- ・ 抗体カクテル療法の実施。(再掲)
- ・ 感染症法及び特措法に基づき、医療機関に対する病床確保等の協力要請を検討。

対策3 まん延防止等重点措置に基づく取組み

(1) 県民の皆様へ

- ・ 混雑した場所等への外出を半減するようお願いします。
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛を要請します。【特措法第24条第9項】
- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。
- ・ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないよう要請します。
【法第31条の6第2項】
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請します。【法第24条第9項】

(2) 事業者の皆様へ

- ・ 業種別ガイドラインの遵守を要請します。【法第24条第9項】
 - ・ 「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」を要請します。【法第31条の6第1項等】
 - ・ 大規模商業施設の管理者の方に対し「入場者の整理等」を要請します。
【法第31条の6第1項】
 - ・ 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者の方に対し「入場者の整理等」を要請します。【法第24条第9項】
- ※ 入場者の整理等とは、「入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含むものです。

- ・ イベント等の催事について、主催者の方に対し以下の「収容率」「人数上限」のいずれか小さい方を限度とし、開催いただくよう要請します。

【法第24条第9項】

 - 収容率：大声での歓声、声援等がない場合100%以内
 大声での歓声、声援等がある場合50%以内
 - 人数上限：5,000人
 - 開催時間：21時まで
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底してください。

(3) 事業者支援

- ・ 飲食店の休業や時短営業又は外出自粛等の影響により売上が30%以上減少した事業者で、国の月次支援金の対象とならない事業者を支援。
- ・ 酒類の提供を停止する飲食店等と取引のある酒類販売事業者で、国の月次支援金の対象となった事業者に対して上乗せ支援。